

平成十四年七月三十一日提出
質問第一九二号

残留農薬の基準値の根拠に関する質問主意書

提出者
長妻昭

残留農薬の基準値の根拠に関する質問主意書

残留農薬「クロルピリホス」には基準値が設けられている。

この基準値の根拠等に関してお尋ねする。

一 ホウレンソウの基準値は0.01ppmにもかかわらず、小松菜（こまつな）は、2ppmと二〇〇倍の基準値である。同じ緑色野菜であるホウレンソウと小松菜でなぜ、二〇〇倍も差があるのか。また、はくさい、キャベツは基準値が双方ともに1.0ppmと、ホウレンソウの一〇〇倍の値である。これらの理由を分かりやすく科学的にご説明頂きたい。

二 小松菜、はくさい、キャベツ及びホウレンソウ、過去五年、年ごとに、それぞれの国内生産量と輸入量と輸入国をお示し願いたい。

三 野菜すべてのクロルピリホスの基準値とその輸入量と国内生産量を野菜ごとに分かりやすく比較してお示し願いたい。

四 国内生産量や輸入量の多寡によっても基準が変動すると理解してよろしいか。
右質問する。